

障害のある娘がSNSで知り合った男性に脅され、携帯ショップでスマートフォンを購入させられた。脅されて契約したのだから解約できると思い、店に解約をお願いしたが断られた。

(40歳代女性)

全国の消費生活センターなどに寄せられた障害者関連の相談は年々、増加傾向にあります。国民生活センターが2018年1月に発表した調査結果によると、16年度の相談件数は9,187件と10年で倍増しています。

同様に、県内の消費生活センターなどに寄せられた相談も、10年前は20件程度でしたが、15年度以降は100件以上と、5倍にもなっています。

消費者庁が19年5月に発表した障害のある人に関する消費者トラブルなどの事例集によると、被害に遭う原因には、知的の障害がある場合、他人を信じやすく、典型的な消費者トラブルや詐欺の手口などへの知識が不足している面があるようです。

また、被害意識が薄い傾向もあり悪質業者の標的になりやすいため、被害を防ぐには家族を含めた周りの人々の気づきや支援が、とても大切になります。

今回の相談も、実際に契約した娘さんからではなく、被害に気づいた母親からでした。その後、警察にも相談し、当センターの消費生活相談員が携帯電話会社との間に入り事情を説明して、解約することができました。

センターへの相談は、電話のほか来所で受け付けています。聴覚に障害がある人の場合、県庁の福祉部局と連携して手話通訳のできる職員が同席するなど、柔軟に対応しています。

ご家族や周りの人が被害を察知した際は、ためらわず消費生活センターに相談してください。